

箕面市立光明の郷ケアセンター指定管理者業務水準書

令和5年5月31日

目次

1	本書の位置づけ	: P 1
2	管理運営に関する基本的事項	: P 1
3	人員体制に関する業務水準	: P 1
4	事業に関する業務水準	: P 2
5	施設、設備等の維持管理に関する業務水準	: P 3
6	その他の業務	: P 4
7	留意事項	: P 6

箕面市

1 本書の位置づけ

本業務水準書は、「箕面市立光明の郷ケアセンター指定管理者募集要項（令和5年5月31日）」（以下「募集要項」という。）と一体をなすものであり、指定管理者が箕面市立光明の郷ケアセンター（以下「ケアセンター」という。）の管理運営を行うに際し、箕面市（以下「市」という。）が要求する業務の水準を示すものです。

指定管理者は、本業務水準書に基づき、施設の効果的・効率的な管理運営及び適切なサービスの提供を行ってください。

2 管理運営に関する基本的事項

- (1) 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設として、利用者・家族・来庁者等の市民等の利用に際しては、平等な利用を確保してください。
- (2) 高齢者及び障害者の健康の保持及び福祉の増進を図る東部地域の福祉拠点として、設置目的に基づいた管理運営を行い、その目的の実現に向け努力してください。
- (3) 利用者の立場に立った管理運営を行い、サービスの向上に努めてください。
- (4) 介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）、その他の法令等を遵守し、適正な管理運営を行ってください。

3 人員体制に関する業務水準

- (1) 施設管理者（1名）を置いてください。（他の職務と兼務可能）
- (2) 各事業に係る人員体制は、介護保険法及び障害者総合支援法に基づく各基準を満たすこととします。
 - ①老人デイサービス事業（通所介護・第一号通所事業）
 - ・大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）
 - ・箕面市通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成27年箕面市訓令第20号）
 - ・箕面市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成27年箕面市訓令第19号）
 - ②小規模多機能型居宅介護事業（小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）
 - ・箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年箕面市条例第19号）
 - ・箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成25年箕面市条例第20号）

③地域活動支援センター（Ⅲ型）事業

- ・大阪府地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第106号）
- ・箕面市地域生活支援事業実施要綱（平成18年箕面市訓令第52号）
- ・箕面市地域生活支援事業補助金交付要綱（平成18年箕面市訓令第53号）
- ・地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

4 事業に関する業務水準

（1）福祉、保健等に関する相談及び情報の提供

- ①利用者及びその家族並びに来庁者の相談に随時応じること。
- ②東部地域の福祉拠点として、介護保険法、障害者総合支援法その他の福祉、保健等に関する制度並びに市の実施する高齢者及び障害者に対する福祉サービスについて、地域の住民等に対する情報の提供、連携に努めること。

（2）老人デイサービス事業（通所介護・第一号通所事業）

- ①ケアセンター1階の老人デイサービスセンターにおいて実施する。
- ②事業の業務水準は、次の基準による。
 - ・大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ・箕面市通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
 - ・箕面市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

（3）小規模多機能型居宅介護事業（小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）

- ①ケアセンター2階の小規模多機能型居宅介護事業所において実施する。
- ②事業の業務水準は、次の基準による。
 - ・箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
 - ・箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

（4）地域活動支援センター（Ⅲ型）事業

- ①ケアセンター3階の障害者地域活動支援センターにおいて実施する。
- ②事業の業務水準は、次の基準による。
 - ・大阪府地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第106号）
 - ・箕面市地域生活支援事業実施要綱（平成18年箕面市訓令第52号）
 - ・箕面市地域生活支援事業補助金交付要綱（平成18年箕面市訓令第53号）

- ・地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

(5) 自主事業

現行の自主事業（生活介護、計画相談支援、障害児相談支援、共生型生活介護）を行う場合の業務水準は、次の基準による。

（生活介護、共生型生活介護）

- ・大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第107号）
- ・大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第110号）

（計画相談支援、障害児相談支援）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

5 施設、設備等の維持管理に関する業務水準

共通事項	
<input type="checkbox"/> 善良なる管理者の注意義務をもって維持管理を行うこと。 <input type="checkbox"/> 劣化に伴う機能低下を防ぎ、安全性と快適性の確保を目的として実施すること。 <input type="checkbox"/> 地震等の災害時に、施設に対する被害が最小となるよう事前に予防措置を講じるよう努めるとともに、被害があった場合にはその復旧に努めること。 <input type="checkbox"/> 法令等に基づく点検及び検査を実施すること。（官公庁への報告等を含む。） <input type="checkbox"/> 年度ごとに維持管理計画を作成し、毎年度の事業計画書と合わせて提出すること。	
項目	要求水準
建築物保守管理業務	施設を安全かつ安心して利用できるよう日常的な保守・点検・修理を行い、危険箇所等が発見された場合は応急措置を行うこと。 敷地内の植栽は、地域の景観に配慮した維持管理を行うこと。

設備保守管理業務	<p>常に正常に機能するよう、各設備の点検・保守を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター（1基） ・自家用電気工作物（150kVA、6,600V） ・自動ドア（2か所） ・消防用設備（消火器具、自動火災報知設備、スプリンクラー消火設備、非常誘導設備・器具、誘導灯設備、防火扉・排煙設備） ・空調機器 ・配水管、污水管
備品等管理業務	<p>市の所有に属する備品（別紙「貸与備品一覧」のとおり）その他指定管理開始時に設置されている消耗品は、指定管理者に無償貸与する。</p> <p>貸与備品は、長期間にわたり効用を保ち、常に正常に機能するよう維持管理を行うこと。</p> <p>必要な消耗品は、適宜補充・交換すること。</p>
修繕業務	<p>施設、設備及び備品に改修、修繕、買い換え等の必要が生じた場合は、応急措置を行うとともに、市に報告すること。</p> <p>改修、修繕、買い換え等にかかる費用は、原因者負担とする。原因者が特定できないときは、市と指定管理者と協議の上、費用負担について定める。</p>
清掃業務	<p>施設及び敷地内を安全かつ快適に利用することができるよう日常清掃及び定期清掃を行い、良好な環境衛生を維持すること。</p> <p>廃棄物の処理に当たっては、法令等を遵守するとともに、箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例に規定する事業者としてその処理を行い、リサイクル・ゴミ減量等に努めること。</p>
警備業務	<p>利用者の安全及び施設の保安を確保するため、機械警備を実施すること。</p>

6 その他の業務

（1）緊急時等の対応業務

- ①自然災害、人為災害、事故及び自ら原因者・発生源になった場合等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態等（以下「緊急時等」という。）に備え、危機管理体制を築くとともに、危機管理マニュアル（消防計画を含む。）を作成し、市に提出すること。

※危機管理マニュアルに規定する内容

- ・危機管理体制に関すること。(夜間・休日等の緊急連絡先、緊急時等の対応体制・責任者等)
 - ・業務実施時における利用者に係る外傷、行方不明、食中毒、感染症等の事故等の対応に関すること。
 - ・火災、事故、災害等の緊急時における利用者・家族・来庁者に対する避難誘導及び初期消火等の初動対応に関すること。
 - ・緊急時等における利用者の家族並びに市・警察・消防等の関係機関への連絡・報告・通報に関すること。
 - ・停電時等における施設の復旧を遅滞なく行う方法に関すること。
 - ・消防本部から消防計画等の改善に関する指摘があった場合の改善等に関すること。
 - ・保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する要綱(平成15年箕面市訓令第50号)に基づく対応に関すること。
 - ・避難訓練、火災・事故・災害等による休館基準等利用者に対する対応に万全を期する方法に関すること。
- ②毎年度の緊急連絡体制について、当該年度4月中に提出するとともに、変更が生じた場合は速やかに報告すること。
- ③利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じるとともに、緊急時等の対応について随時訓練を行うこと。
- ④緊急時等には、初動対応を行い、危機管理マニュアルに従って迅速に適切な措置を講じるとともに、市・警察・消防等の関係機関に通報すること。
- ⑤保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する要綱に規定する事故等が発生した場合、警察・消防・保健所等に報告すべき事象が生じた場合、火災・事故・災害等により休館する場合その他ケアセンターの管理運営を行ううえで利用者の心身に影響を及ぼす事象が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、速やかに市に報告すること。
- (2) 利用者統計等の作成業務
- ①市その他の自治体等からの問い合わせ及び緊急時等に迅速に対応できるよう、利用者の情報を整理すること。
- ②個人情報の取り扱いに留意すること。
- (3) 市、関係団体等との連絡調整業務
- ①市その他の自治体等との連絡調整に、正確・迅速に対応すること。
- ②東部地域の福祉拠点として、地域の関係団体等との協力・連携に努めること。
- (4) 指定管理者の評価の実施
- 外部有識者による指定管理者の評価の実施にあたり、必要な書類の提出等、協力を努めること。
- (5) その他ケアセンターの管理運営に関する業務
- その他ケアセンターの管理運営に関し必要な事項は、市と協議のうえ定める。

7 留意事項

(1) 監査の実施

市が必要と認めるときは、ケアセンターの管理運営に関する業務内容について監査を行うことができます。

(2) 備品等の帰属

指定管理者が新たに必要であると判断し、指定管理者が購入した備品等の所有権は指定管理者に帰属し、市が購入した備品等は市の所有に属するものとします。

なお、送迎用等の車両については指定管理者が準備してください。

また、介護報酬の請求の伝送等に係るインターネット環境の整備は、指定管理者が行うこととなります。

(3) 指定期間の満了時の取り扱い

指定期間の満了時には、原則として、指定開始日を基準として指定管理者の責任でケアセンターを原状に回復し、市に明け渡すものとします。

(4) 賠償責任

ケアセンターの管理運営を行うに当たり、指定管理者の行為が原因で利用者に損害等を与えた場合で市が賠償責任を負う場合は、指定管理者に対して求償権を行使し、指定管理者の指定の取消し等の処分を行うことがあります。

(5) 委託料の減額

ケアセンターの管理運営を行うに当たり、指定管理者の行為が原因で利用者に損害等を与えた場合には、利用者へのサービス水準が満たされていないとして委託料を減額する場合があります。

(6) 委託料の変更

指定期間中に、事業の一部を変更する場合は、協議の上、委託料を変更する可能性があります。

担当：箕面市健康福祉部高齢福祉室
箕面市健康福祉部障害福祉室
〒562-0014 箕面市萱野五丁目8番1号
TEL 高齢福祉室072(727)9505
障害福祉室072(727)9506
FAX 072(727)3539